

# がん治療連携指導料算定の留意点

- 連携医療機関を受診した際、当該患者にかかる診療情報をパスに記載し、その写し（パスのコピー）を拠点病院へ送付した場合、月1回に限り算定が可能です（300点）。
- 上記の診療情報提供にあたっては、診療情報提供料Ⅰ（250点）を別途算定することはできません。
- パスに従った定期の情報提供の時期以外に、患者の状態等の変化により、拠点病院に対し治療方針等の相談・変更が必要になった際、情報提供を行った場合も算定できません（但し当該月においてがん治療連携指導料を算定している場合は、算定できません。）
- パスの種類により、腫瘍マーカーの検査を行ったものは、検査料ではなく、悪性腫瘍特異物質治療管理料（区分に従い220点～400点）を月1回に限り算定できます。